

天びん棒よさようなら

みんなの同意で…台地へ水を

多目的利用による畑かん

従来の「畑かん」の考え方が大きく変わりました。いままで畑かんは、ただ作物にかん水を行ない早ばつ被害をふせいで済ませたが、これからの「畑かん」は施設を有効に利用し、より積極的に水の利用をはかるのが、スプリンクラー農業の基本になります。こんどの事業計画では、一秒間に三・〇三秒、一日に二十六万二千秒の水が台地に送られます。この水を、もつとも効果的に使用しようとするものです。

畑地総合整備
畑地かんがい事業—国営事業（農林省）—
取水口から幹線水路
畑地かんがい…最末端まで
農道
排水
農用地造成

かん水

かん水は、一年間を通じ必要に応じておこなはれます。夏の早天のときは、四時間、一回に三十五リットル（十町、三十五畝）が七日ごとに撒水され、牧之原せんたいのかん水が七日で終ることになります。

病害虫防除

数分で完了
防除作業は、ほとんど無人化されます。

施肥

液肥を使用して防除と同様に二百倍液を十町当り五リットル散布します。かん水を行なうとき、同時に、散布しますとより効果的です。

凍霜害

凍霜害も、散水水結法によって防ぎます。一時間に二リットル程度の水を約七時間位散水します。

塩害防止

スプリンクラーで散水して塩を洗い流します。約三十分散水してまだ風が吹いているときは、散水時間をのばします。

二千トン入るファームボンド

川口発電所下流から取水
このように、多方面にわたって水利利用を計画されていくが、具体的には、大井川右岸（金谷町側）にわたる、トンネル約六リットルで湧水して志戸呂の台地上に揚水して、田町、掛川市、金谷町、吉田町、藤原町、相良町、御前崎町、藤原町、小笠町、浜岡町の二市八町、五千五百四十五畝の地域となります。

耕作者でつくる土地改良区

土地改良区は、土地改良法によって設立される公共の組合です。土地改良区は、一定の地域でおこなわれる土地改良事業を進めるためにつくられます。そして国営管理でつくられた施設の管理や運営を行なう団体です。

この土地改良区の組合員は、原則として土地改良区の地区内にある土地を耕作している人で構成されます。総会は、土地改良区の議決機関です。

理事は二十五人で構成され、土地改良区を代表して仕事を進めます。また、監査機関として監事五人がおかれ、いずれも選挙でえらばれ任期は四年と定められています。

土地改良区の仕事のおもなものは、土地改良事業で完成した施設の維持管理と運営をおこないます。また、事業費のうち地元負担金を集める仕事もなされます。

以上が事業実施の手続きと、土地改良区のあるまじりです。

こん回みなさんより同意を得るのは、土地改良事業等の概要を関係市町役場に公告します。

第三条の資格者が確定すると、いよいよ同意のとりまとめとなります。事業実施には、資格者の九十％以上の同意が必要であり、農地造成を行なうときは、100％の同意がなければなりません。

四、土地改良事業の施行
同意のとりまとめができ、農林大臣、県知事に対して事業施行申請をおこないます。

五、農林大臣への協議
知事は、農林大臣に事業採択の可否を、また、負担金や、管理方法などについては、関係市町長、土地改良区等と協議します。

六、申請の適否の決定
協議が終ると申請の適否を知事を通じて申請人に通知します。そして、関係市町長が土地改良事業計画書をつくり、専門技術者の調査をおこなわれます。

七、計画書の概算
土地改良事業計画書ができると二十日間概算し、計画に異議のある人は、概算を終ったから十五日以内に異議の申立ができます。

八、事業計画の確立
異議の申立がなかったとき、また申立があつたとき、すべてが決裁されたとき、事業計画が確定します。事業着手までには、このようにいろいろな手続きが必要で、

巾着七ツの幹線農道

理想的な農道配置に近づくと

農道計画
牧之原台地は、茶園一色で緑につつまれてはいますが、よくみると圃場内の道路、排水路はあまり見当りません。

牧之原台地上の道路全体の延長を調べてみると四百三十リットルです。これをこんどの畑地事業の受益地内でみると百五十リットルとなり、一畝当りの延長はわずかに二十五リットルにしかなりません。

理想的な農道配置は、一畝当り百五十リットルが必要だといわれています。

事業への同意を開始

署名押印が必要で、これが牧之原台地のあすの農業を築く第一歩となります。

台地発展のカギをにぎっているのは、皆さんが一人一人なのです。

事業費と地元負担金

事業費は、土地改良法と云う法律に基づいて実施されますので、この手続関係を簡単に説明します。

一、事業申請人の選任
まず、土地改良法第三条で定められた資格のある人（受益者）十五人以上の代表をきめます。

申請人は、牧之原地区の場合各市町それぞれ二人ずつ計二十人です。申請人がきまると、受益地の一筆調査がおこなわれ、市町ごとに農家台帳を調べたり個人への申告などによって調査を進めていきます。

二、事業計画概要書の作成
申請人は、実施しようとする事業の概要、管理の方法、地元負担金の負担方法

いままでのべました事業費を実施するにははるばる大費用がかかります。全体事業費では三百七十億円で、内訳は国営事業費六十六億、県営事業費は二百一十億、市町営事業費は六十億、これを十町当りになります。

この償還金は各市町の事業内容によって違いますが、参考として、平均的償還金をあげたわけでは



みんなであすをひらこう

理想的な農道配置に近づくと

支線農道は、全市員四、五リットルが標準となり、この計画で現況道路と合わせて道路密度は一畝当り約百五十リットルとなり、このような道路の受益を受ける地域が六千七百七十畝あります。